

平成 29 年 7 月 10 日

企業会計基準委員会 御中

門澤公認会計士事務所
公認会計士 門澤 慎**実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い（案）」等に対する意見**

このたび公表されました実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）に対して、以下のとおり意見を申し上げます。

質問 1（ストック・オプション会計基準に含まれることに関する質問）

本公開草案では、対象とする権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引が、ストック・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬としての性格を持つと考えられるため（実務対応報告公開草案第 17 項から第 23 項を参照）、当該権利確定条件付き有償新株予約権は、企業が従業員等から払い込まれる金銭の対価及び従業員等から受ける労働や業務執行等のサービスの対価として付与するものと整理し、ストック・オプション会計基準第 2 項(2)に定めるストック・オプションに該当するものと提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意しない。

【理由】

「権利確定条件付き有償新株予約権」は、自社の株価の値上がり益を期待する従業員等が自社株式を保有するための投資制度として定着しているところであり、日本の成長戦略（アベノミクス）に資するものとして多数の上場企業、上場を目指すベンチャー企業がこれを採用している。このような投資制度として有償新株予約権を発行する企業は、労働や業務執行等のサービスの対価として従業員等に給付する意図はなく、従業員等が株式保有を通じて経営への参画意識を醸成させる目的や、従業員等と株主の目線を一致させるための仕組みづくりのためにこの制度を利用してきた。

公正な価格による「権利確定条件付き有償新株予約権」の発行については、企業会計基準適用指針第 17 号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」に基づく会計処理が、実務上定着しているものと理解している。

しかし、公開草案の提案は、従業員等に付与する「権利確定条件付き有償新株予約権」を一律に報酬とするものであり、多数の上場企業、上場を目指すベンチャー企業により

「権利確定条件付き有償新株予約権」が採用されている現状に照らすと、従業員等による投資制度という発行意図に反する実態に合わない会計処理の強制が生じ得ると考える。

1. 有償新株予約権を付与する取引は報酬制度ではなく投資制度である

前掲の通り、これまで多数の上場企業、上場を目指すベンチャー企業が有償新株予約権を採用しているが、当該新株予約権は従業員等の労働の対価として割り当てられるものではなく、従業員等が自らの金銭を対価として自由意思で申込みの有無を決定するものである。この点は、無償で発行される新株予約権（所謂ストック・オプション）とは明確に異なる。

有償新株予約権は、自社の株式の保有を希望する従業員等が、新株予約権の購入を通じて、将来的な株式保有を実現するものであることから、どちらかと言えば持株会の制度趣旨に近いと考えられる。有償新株予約権を採用している企業は、これを投資制度であると位置付けており、付与対象者である従業員等は自らの資金を会社に拠出していることもあり、これを報酬（給与・賞与）として捉えていた者は少ないものとする。そのため、これを「労働サービスや職務執行の対価」として定義づけることは、自らの資金負担を伴って当社の業績及び株価の向上可能性に対して投資することを決断した従業員等の思いを否定するものであり、当該制度の採用趣旨とも異なることとなる。

2. 適正な時価によって発行された取引には報酬性はない

公開草案においては、その適用範囲について、市場価格がない新株予約権を対象としており、市場価格のあるものについては、適用対象外としている。

これに対して、公開草案の考え方は、権利確定時点での失効見積もりが変更され払込価額と評価額に差が生じる場合にはインセンティブ効果があることを理由として、報酬性があるものとして考えるとの整理である。

この考えに立脚すれば、仮に新株予約権に市場価格があったとしても、払込価額と評価額（市場価格）に差が生じる場合には報酬性のあるものとして扱われなければ整合性が取れないはずである。これは、結局のところ、割安価格での新株予約権の付与を論拠とした報酬性の判断であるものと理解しているが、この考え方に立脚すれば、市場価格が存在しない場合であっても、合理的に算定された価額（時価）として認められる価格をもって取引されているものについては、同様に適用範囲外とすることを考えられたい。

一般的に、「権利確定条件付き有償新株予約権」は、その発行に際して専門家に新株予約権の公正価格の算出を依頼し、当該金額に基づいて払込価額を決定する実務が通例である。当該金額は、会計監査人である監査法人や顧問弁護士が会社法上の有利発行規制の観点から報酬の該当性にかかる確認を行っていることが一般的である。このようなプロセスを踏まえた当該金額は、本論点にて懸念されるような割安価格には該当しないため、本件発行を報酬として認識すべきではないと考える。

3. 取引の報酬性に関する認識の論点と会計測定に関する論点を混同している

本公開草案では、18 項において「付与時に、勤務条件や業績条件が達成されないことによる失効数を見積った上で算出した有償新株予約権の公正な評価額と付与時の当該有償新株予約権の払込金額との差額が概ねゼロであったとしても、権利が確定するまでの間に当該失効の見積数に重要な変動が生じる場合、変動後の見積数により有償新株予約権の公正な評価額を変更することとなる。この結果として算出された公正な評価額の増加分は、第 17 項(3)、(4)及び(5)に記載しているように業績達成のインセンティブ効果を有するものであり、権利確定日までの追加的なサービスの提供と考えられるため、ストック・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬としての性格を有すると考えられる。」とされている。

この考え方は、本件取引を報酬取引と認識したうえでストック・オプション会計基準を適用した後に、当該会計基準の中にて検討される費用測定の論点である。ストック・オプション会計基準の適用対象となるか否か（≒報酬取引であるか否か）という入口の判断において、報酬取引と見做した後での取り扱いを論拠とすべきではない。本件取引の報酬性の認識は、新株予約権を労働等のサービスの対価として付与しているか否かをもって判断することに異存はないが、当該サービスの対価であることの理由付けにおいてストック・オプション会計基準内部の特有の測定基準である「公正な評価単価」（業績条件を敢えて評価上考慮しない価格）の概念を持ち出すべきではない。

4. 「労働や業務執行等のサービスの対価でないことを立証できる場合」に例示を設けるべきである

本公開草案においては、「権利確定条件付き有償新株予約権が従業員等から受けた労働や業務執行等のサービスの対価として用いられていないことを立証できる場合」には、当該有償新株予約権の付与はストック・オプション会計基準第 2 項(2)に定めるストック・オプションに該当しないものとし、複合金融商品適用指針に従い会計処理を行うべきことが示されている（公開草案第 4 項但し書き）。この点、「〇〇されていないことを立証する」というのは所謂「悪魔の証明」であり、現実的には当該規定を適用することが極めて困難なものである。これは、限定的な例示を行うことにより実務上の判断において柔軟さを損なうことを懸念した配慮であると思われるが、本規定への該当性を判断するための要素を不明確としたままでは、当該規定を適用することにおいて実務上の判断に混乱を招くものである。主張するのみであれば、導入企業のみでも可能であるため、当該「立証」に際して必要となる要素を明らかにする必要がある。

本公開草案において、有償新株予約権に市場価格ある場合を本実務対応報告の対象外としている（第 2 項）から推測するに、有償新株予約権の価額について割安価格でないことを立証することが労働の対価性がないことの立証方法の一つとして考えられるため、

例えば「有償新株予約権の発行価額が割安な価額でないことを立証できる場合」を当該規定の一例として明示するなど、実務上の混乱を回避するための措置を講ずるべきである。

質問 2（会計処理に関する質問）

本公開草案では、権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引の会計処理について、上記のように、基本的にストック・オプション会計基準及びストック・オプション適用指針に準拠した取扱いを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意しない。

【理由】

上記質問 1 の回答のとおり、有償新株予約権を付与する取引は報酬ではなく投資としての性格を有するものであり、これを報酬取引と混同した取扱いを行うべきではないものとする。

質問 3（注記に関する質問）

本公開草案では、権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引の開示について、上記のように、ストック・オプション会計基準及びストック・オプション適用指針に準拠した取扱いを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意しない。

【理由】

上記質問 1 の回答のとおり、有償新株予約権を付与する取引は報酬ではなく投資としての性格を有するものであり、これを報酬取引と混同した取扱いを行うべきではないものとする。

質問 4（適用時期及び経過措置に関する質問）

本公開草案の適用時期等に関し、公表日以後適用するとの提案、及び、公表日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引について、上記のように一定の事項を注記した上で、従来採用していた会計処理を継続することができるとの提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意しない。

【理由】

1. 有償新株予約権を付与する取引は報酬制度ではなく投資制度である

上記質問1の回答のとおり、有償新株予約権を付与する取引は報酬ではなく投資としての性格を有するものであり、これを報酬取引と混同した取り扱いを行うべきではないものとする。

2. 遡及適用を原則とする旨の記載を削除すべきである。

本公開草案では、公表日より前に有償新株予約権を付与した場合においても本実務対応報告における会計処理を遡及的に適用することが原則とされている（第31項）。

本実務対応報告の公表日以前に有償新株予約権の付与を行っている会社は経過措置を適用できるものと認識しているが、その解釈については監査法人間で見解が分かれている事態が散見される。これは偏に、遡及適用を原則とする旨の記載があることによって引き起こされている事象であり、更には実質的に経過措置の適用が阻害されているという問題点を踏まえると、実務にばらつきが生じている状態は企業間の比較可能性の点からも好ましくない。

従って、本実務対応報告の定める会計処理と従来の会計処理を継続できるとする経過措置については、それぞれ原則、例外と紐付けるのではなく、実務対応報告の公表日との前後関係を条件とする並列的な扱いとすべきである。

また、仮に遡及適用を求められた場合には、過年度に権利行使されている新株予約権については、資本金等の額を遡及的に修正する必要があるが、その場合における会社法上の諸規則等との整合性が不明確であるため、それらについて論点を整理する必要性も考えられる。

3. 経過措置を適用した場合の注記項目を見直すべきである

本公開草案では、本実務対応報告の会計処理によらず、従来採用していた会計処理を継続するための要件として、有償新株予約権の内容、規模及びその変動状況の注記が求められている。また、「内容、規模及びその変動状況」の詳細については、財務諸表等規則第8条の15にて定められている。

当該開示を行うにあたり、開示対象となる要素として「付与日における公正な評価単価」があるが、過去に有償新株予約権を発行した企業は、当該新株予約権の時価に関する情報については保有しているが、当該新株予約権に付加されている条件の一部を敢えて考慮せずに算出した価額（会計基準における「公正な評価単価」）に関する情報は入手していない場合も多い。本公開草案の適用により、これまで必要とされていなかった情報を新たに取得する必要が生じることで、一定のコストが必要となる。

本公開草案では、結論の背景（32 項）において「取引の開始から数年経過している企業が少なくないことを考慮すると、公表日より前に発行された当該権利確定条件付き有償新株予約権について過去に遡って付与日における公正な評価単価や失効の見積数を算定する場合、実務上の困難を伴う可能性が高いと考えられる」とあり、実務上の困難さを軽減するための経過的取り扱いを認める趣旨であるにもかかわらず、注記事項として公正な評価単価の開示が求められることで、結局のところ追加的なコストが生じてしまうこととなり、実務上の負担軽減という趣旨が実質的に機能しないこととなる。

そのため、本件の経過措置を適用する場合における注記事項から「付与日における公正な評価単価」を除外するなど、注記の内容についても一定の見直しが必要である。

4. 本公開草案の適用により業績条件の達成が出来なくなる場合の取り扱い

本公開草案に準拠して会計処理を行った場合、業績条件の達成が見込まれた場合に株式報酬費用が計上されることとなる。そして、当該株式報酬費用が計上されることにより、業績条件の目標未達になる場合が生じ得るものとする。これは、有償新株予約権を保有している従業員等の立場からは、本実務対応報告の適用により業績条件の難易度を事後的に引き上げるものである。

上記のように、有償新株予約権の導入企業は投資制度としてこれを構築しており、対象者である従業員等は新株予約権に設定された業績目標と新株予約権への投資額（払込価額）を考慮のうえ、当該新株予約権に投資している。本実務対応報告の適用が強制されることで、結果的として新株予約権の契約条件が従業員等にとって不利なものに変更されるというのは、経済活動を行う上での安定性を欠くものであるとともに、予め設定されていた業績目標に向かって邁進していた従業員等の意欲を削ぐものとする。

また、従業員等が会社に対して支払った（投資した）金銭は、業績条件が達成されない場合には返金もされない。実務対応報告の適用により損失を被る従業員等を保護する目的で当該新株予約権を会社が有償取得する事例も今後生じるものかと考えるが、これは会社財産を従業員等に対して分配する行為にほかならず、既存株主の利益を侵害するものである。

以上の理由から、本実務対応報告における取り扱いは、市場経済の健全な発展を阻害するものであると考える。

質問 5（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

【意見①】 本公開草案の検討経緯について

本公開草案第 15 項では、「当該取引は、ストック・オプション会計基準の公表時には想定されていなかった」とあるが、ストック・オプション会計基準の導入時のパブリッ

クコメントにおいて、本件と概ね類似する取引（新株予約権の譲渡により結果としてストック・オプションと同じ経済的効果を得ることを目的とした取引）が提示され、ストック・オプション会計基準の適用外である旨の回答がなされていた。

当該取引は、未公開会社で公開準備中である企業が、会社がオーナー社長に有償で適正な時価にて新株予約権を発行し、当該オーナー社長が当該新株予約権を従業員に同額で譲渡する取引であり、オーナー社長を仲介することを除けば、本件スキームと同様の取引であった。当時の ASBJ は、当該質問に対して「従業員が新株予約権を購入する取引であり、本会計基準が対象とする会社が、財貨・サービス取得の対価として新株予約権を用いる取引とは異なり、対応不要と考えた」と回答している¹。

開示資料を見る限り、これまで多くの企業が、従業員等に対して有償新株予約権を付与しているが、その発行時には「付与対象者に対する報酬ではなく～」との記載があり、当該新株予約権を労働の対価として付与したとは考えていないことは明らかである。おそらく、これまで有償新株予約権を付与していた企業は、当時の ASBJ と同様に、有償新株予約権の付与は報酬ではなく「従業員が新株予約権を購入する取引」であると整理しているものと考えられる。

今回の本公開草案における考え方は、会計基準作成時における上記コメントの考え方を覆すものである。ASBJ の当時の回答を斟酌して現状の実務における一般的な会計処理の方法が定着していた経緯を鑑みると、当該考え方を改めるものであれば、実務対応報告の結論の背景において「取り扱いが不明確であった」という説明ではなく、「取り扱いを改めるものである」と明記すべきである。現状の ASBJ の対応は、不誠実であると考ええる。

【意見②】未公開企業の取り扱い

本公開草案は、適用対象とされる企業に公開企業・未公開企業の区別はなく、未公開企業にも適用されるものと理解している。そして、未公開企業にも公開草案が適用される場合、ストック・オプション会計基準における未公開企業における取扱い（13 項）が適用され、ストック・オプションの公正な評価単価に代えて、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値の見積りに基づいて会計処理を行う方法を選択適用することができるものと理解しているが、当該取り扱いについて、本公開草案では明示的に示されていないため、未公開企業における取扱いについては当該特則が適用できる旨を明示すべきである。

なお、仮に当該方法が認められないとなると、ストック・オプションを無償で発行された場合と有償で発行された場合で取り扱いが異なるものとされる理由を明示すべきである。

¹ https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/summary_stockop.pdf 3 頁参照

【意見③】 有価証券報告書における報酬開示との整合性について

有価証券報告書の作成にあたり、役員報酬に関する開示の必要性を検討する必要がある。

企業内容等の開示に関する内閣府令 二号様式記載上の注意 (57) d において役員の報酬等の定義があるが、本公開草案の公表により、役員に対して付与された有償新株予約権は当該内閣府令における「報酬、賞与その他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益」に該当することとなるのかご教示いただきたい。

この点、金融庁らは 2010 年 3 月 31 日『『企業内容等の開示に関する内閣府令 (案)』等に対するパブリックコメントの結果等について』において、ストック・オプションの費用計上額が最近事業年度に係る報酬等に該当する旨のコメントが示されている²。

有償新株予約権を導入してきた企業は、これまで有償新株予約権を「新株予約権を購入する取引」と理解していたため、当該規定による報酬開示が不要として取り扱っていたが、本公開草案の規定に従うことで仮に報酬として扱われることとなる場合には、本公開草案に従い多額の費用計上が求められることにより、既存の金銭報酬額と合わせて 1 億円以上に該当する者については個人名を含めた開示が必要となるため、有価証券報告書における開示の必要性について明らかにされるべきである。

本公開草案の設例のとおり会計処理が必要となった場合には、業績目標の達成年度において多額の株式報酬費用が一括で計上されてしまうこととなるため、本公開草案の適用により報酬額 1 億円の基準に該当する事例も多く生じる可能性もあるため、開示規則との整合性を確認・調整する必要があるものとする。

【意見④】 IFRS と異なる取扱いは避けるべきである

国際財務報告基準 (IFRS) において、有償新株予約権を報酬として認識し費用計上する場合があるが、それは、権利確定条件として勤務条件がある場合に限定されている。

厳密に言えば、IFRS における勤務条件には明示的なもの以外にも黙示的なものを含むとされており、勤務条件を (黙示的なものも含めて) 完全に設定されていない場合には、権利確定条件の定義を満たさないとともに、当該取引が株式報酬の定義を充足しなくなるものと理解している。実際の IFRS 導入企業の開示を参照する限り、有償新株予約権を購入した従業員等が会社を退職した後も権利行使が可能となるよう設定されている事例が多く、IFRS 導入企業においては有償新株予約権が報酬ではなく金融商品への投資である性格を強調した設定がなされていることが伺える。

しかしながら、本公開草案は、勤務条件がなくとも業績条件が付されている有償新株予約権についても、全て報酬として取り扱う整理としており、ここに会計基準間の GAAP 差が生じることとなる。

² <http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100331-8/00.pdf> 質問番号 89 参照

現段階で IFRS を適用している企業は 125 社あり、今後も IFRS 導入企業が増えることが想定される中で、会計基準間の差異は可能な限り少なく抑えるべきである。したがって、本実務対応報告においても、(明示的・黙示的に) 勤務条件が付されていない有償新株予約権は「労働や業務執行等のサービスの対価でないことを立証できる場合」の一例として、報酬取引とは異なる性質であると整理することが整合的である。

【意見⑤】業績条件が付されていた場合における、その達成・不達成の見積もりに関する具体的な見積もり方法の指針を明示すべきである

本公開草案第 5 項 (5) ②において、「付与日から権利確定日の直前までの間に、権利不確定による失効の見積数に重要な変動が生じた場合 (ストック・オプション会計基準第 11 項の条件変更による場合を除く。)、これに伴い権利確定条件付き有償新株予約権数を見直す」とあるが、本公開草案、ストック・オプション会計基準及び適用指針のいずれにおいても、業績条件が付されていた場合における、その達成・不達成の見積もりに関する具体的な見積もり方法の指針が明示されていない。

特に、有償新株予約権の業績条件として、将来の特定の決算期に係る利益目標 (例えば、営業利益) の達成を条件としている場合において、企業内部の利益計画等を参照して判断すべきか、あるいは実績ベースで判断すべきか等、その方法について実務において多様性が生じる可能性がある。また、会計監査の場面においても、当該見積もりについての検証を行うことが困難な場面が生じ得るものと考え。このような実務上の混乱を回避する為の方法として、業績条件に関する失効見積もりに関する具体的な方法を例示などで示すべきである。

これは、有償新株予約権のみの論点ではなく、ストック・オプション会計基準が想定していた無償型のストック・オプションにおいても同様の論念が生じ得るものであるが、一般的なストック・オプションには業績条件が付されていない事例が多数なのに対し、有償新株予約権の発行事例の殆どは業績条件が付されていることから、これまでの一般的なストック・オプション以上に明確化の需要があるものと考え。

以 上